

立川市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）の公布による。

立川市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

立川市一般職の職員の旅費に関する条例（昭和35年立川市条例第26号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条</u>第5項の規定に基づき、公務のために旅行する一般職の職員（以下「職員」という。）に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（出張命令に従わない旅行）</p> <p>第5条 出張者は、公務の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令（前条第3項の規定により変更された出張命令を含む。以下<u>この条</u>において同じ。）に従って出張することができない場合には、あらかじめ出張命令権者に出張命令の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2及び3 ……略……</p> <p>（鉄道賃）</p> <p>第13条 鉄道賃の額は、旅客運賃（以下<u>この条</u>において「運賃」という。）並びに次の各号に掲げる急行料金及び座席指定料金による。</p> <p>(1)～(5) ……略……</p> <p>2及び3 ……略……</p> <p>（船賃）</p> <p>第14条 船賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び<u>棧橋賃</u>を含む。以下<u>この条</u>において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金による。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条</u>第6項の規定に基づき、公務のために旅行する一般職の職員（以下「職員」という。）に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（出張命令に従わない旅行）</p> <p>第5条 出張者は、公務の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令（前条第3項の規定により変更された出張命令を含む。以下<u>本条</u>において同じ。）に従って出張することができない場合には、あらかじめ出張命令権者に出張命令の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2及び3 ……略……</p> <p>（鉄道賃）</p> <p>第13条 鉄道賃の額は、旅客運賃（以下<u>本条</u>において「運賃」という。）並びに次の各号に掲げる急行料金及び座席指定料金による。</p> <p>(1)～(5) ……略……</p> <p>2及び3 ……略……</p> <p>（船賃）</p> <p>第14条 船賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び<u>さん橋賃</u>を含む。以下<u>本条</u>において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金による。</p>

(1)～(6) 2	……略…… ……略……	(1)～(6) 2	……略…… ……略……
--------------	----------------	--------------	----------------

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

